



あつぎ

法人ニュース

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/atsugi/>



法人会 一声運動

消費税期限内納付

納税準備預金などで計画的な納税資金の準備を

収穫シーズンを迎えたイチゴ
(写真提供/厚木市)

新年のごあいさつ



公益社団法人 厚木法人会

会長 小嶋 完治



平成28年の新春を迎え、会員の皆様をはじめ、ご家族の皆様にご心よりご祝詞を申し上げます。

昨年を顧みますと、経済情勢は一部の大企業において業績の回復や雇用の増大等がみられ、緩やかに景気の回復が見込まれていると報道されておりましたが、私も企業を取り巻く環境は、依然として先行き不透明な非常に厳しい経済環境でありました。また、年間を通じて異常気象や自然災害が相次ぎ、記録的な大雨・台風などによる河川の氾濫や堤防の決壊、口永良部島・新岳の噴火など、地域によっては甚大な被害に見舞われました。また海外では過激派組織による人質殺害やフランス・パリにおける同時多発テロ事件などが発生し、テロの脅威と治安情勢の悪化が相次ぎました。

一方、世界文化遺産に「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石

炭産業」が登録され、また日本人2名がノーベル賞を受賞されるなど、明るい話題もありました。

私も法人会は、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与するとともに、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。同時に異業種交流による情報交換を図りながら、会員相互の交流、親睦事業等を実施し、魅力ある法人会を目指していきたいと考えております。会員の皆様方には今後とも法人会活動に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年、申年（丙申…ひのえさる）です。「申」は「去る」を意味し、「悪いことが去る」「病が去る」など幸せを運ぶものとする一説があります。60年前の1956年（昭和31年）は、神武景気といわれた時期です。戦前の経済水準を超えるまでに回復して「もはや戦後ではない」と経済白書に記載され、流行語にもなりました。戦後の復興が改めて明確に示された年といえるでしょう。頑張ってきた人達の努力が形になっていく年として、この一年は飛躍の年にしたいものです。

本年が皆様並びに会員企業にとって、より良き年になりますようご祈念申し上げます。新年のあいさつといたします。

厚木税務署

署長 川邊 正実



平成28年の年頭に当たり、公益社団法人厚木法人会会員の皆様に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

小嶋会長をはじめ役員の皆様並びに会員の皆様におかれましては、平素から税務行政全般に対しまして、格別のご理解と多大なご協力を賜り誠にありがとうございます。誌面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「よき経営者を目指すもの団体」として、「地域ふれあい講演会」など、地域に密着した社会貢献活動を積極的に実施しておられるほか、租税教室への講師派遣や税の絵はがきコンクールの実施など、租税教育の充実に熱心に取り組んでいただいております。正しい税知識の普及と納税意識の高揚に多大な貢献をされておられます。このような活動に対しまして、心から敬意を表しますとともに、引き続き地域に密着した、魅力ある事業活動を展開されますことをご期待申し上げます。私どもとしても、引き続き

き貴会の事業活動に対しまして協調体制を推進し、緊密で良好な協力体制の構築に努めてまいります。

さて、社会保障・税番号制度の導入により、本年から個人番号及び法人番号の利用が順次開始されます。皆様におかれましては、個人番号取得時の本人確認などの事務処理に加え、特定個人情報などの安全管理体制の整備もこれまで以上に必要とされます。私どもとしては、番号の活用機能として特定個人情報の保護に十分配慮した事務処理を行うとともに、引き続き、円滑な導入に向けて国税庁ホームページはもとより、あらゆる機会を通じて皆様へ情報を提供いたします。

また、まもなく平成27年分の所得税・復興特別所得税等の確定申告の時期を迎えます。会員の皆様におかれましては、e・Taxをご利用いただくか、あるいは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただけますよう、また、従業員の方々にも、お勧めいただけますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、新しい年が公益社団法人厚木法人会にとりまして、更なる飛躍の年となりますよう、また会員の皆様並びにご家族の皆様のご健勝とご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。

栄えある表彰 おめでとうございませう

納税道義の高揚と正しい税知識の普及等に功績のあった方々が表彰されました

■納税表彰式

去る11月6日、厚木商工会議所大会議室において、平成27年度の厚木税務署納税表彰式が開催され、納税道義の高揚と税務知識の普及・推進等に功績のあった方々に対して、署長表彰並びに署長感謝状が贈られた。なお、本会関係の受表彰者は左記のとおりです。

◎厚木税務署長表彰受表彰者（敬称略）

小野塚 徳博（㈱小野塚商店）
小杉 伸夫（㈱アーバン）

◎厚木税務署長感謝状受表彰者（敬称略）
鍛代 勇（㈱鍛代勇石材店）
小松 英子（㈱小松管工）

■納税功労表彰式

11月19日、神奈川県厚木合同庁舎会議室において、厚木県税事務所納税功労表彰式が行われ、本会の木下副会長が所長表彰を受表彰された。

◎厚木県税事務所長

納税功労表彰受表彰者（敬称略）
木下 幸治（木下建設㈱）



法人会の税制改正に関する

要望事項の実現に向け、提言書を提出

昨年10月8日に開催した法人会全国大会（徳島大会）において披露された法人会の「平成28年度税制改正に関する提言事項」（11月号掲載）の実現に向け、上部団体の全国法人会総連合をはじめ、全国の県連及び各法人会は、政府・政党、地方自治体等に対して提言活動を実施した。

本会においても、去る11月27日、小嶋会長、島本担当副会長及び會田税制委員長が、後藤祐一衆議院議員、義家

弘介衆議院議員をはじめ、厚木市、愛川町、清川村の各市町村長及び議会議長を訪ね、提言書を手渡し、その実現に向けて協力を要請した。



▶左から會田委員長、島本副会長、小嶋会長、愛川町の小野澤町長

第10回 地域ふれあい講演会を開催

10月19日、厚木市文化会館大ホールにおいて、本会主催の第10回地域ふれあい講演会を盛大に開催した。同講演会は、法人会の活性化と法人会活動の理解を図るとともに、地域住民への社会貢献活動として実施しています。

今回は、NHK大相撲解説者の舞の海秀平氏を講師に招き



▲講師 舞の海秀平氏

「夢は必ずかなう」をテーマに開催した。当日は1,000名を超える参加者が集まり、大変好評でした。なお、同講演会



は厚木市の共催、厚木税務署、神奈川県、愛川町、清川村からの後援、また上部団体の神奈川県法人会連合会をはじめ、関係民間団体並びに受託保険会社から協賛をいただいた。



法人会の理念

法人会は
税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体です

7つの心得

さらに輝く働き人となる

エル教育企画
飯島 宗広

「働き人」「企業人」「社会人」にとって、目指すべき個々の「人間像」や「理想像」に近づくために、自分に合った「心得」があります。

「心得」を如何に「実践」し、「継続」するかが、実は成功や幸福の絶対条件にもなりません。

そして、この実践の継続の中に「人生の目的や意味」が明確になっていくのです。ここでは7つの心得を挙げてみます。

1 正しき心の探求

人生の価値基準は、多々あるかと思いますが、例えば「損」か「得」か、「好き」か「嫌い」か、「楽」か「苦」か、といった基準があります。

これだけを追求したら、成長や発展、あるいは、秩序や正義がない世の中になってしまいます。価値観の基準で大切なのは、何が正しいのか、どうすれば正しいのか、何が正義なのか、何を常にする姿勢が大切なのではないかと思えます。

さらに、この「正しき」は、目に見えるものや、形あるものだけを対象にするのではなく、人の心の中にあるもの、「正しき心の探

求」が大切です。

「世の中を正す」ということではなく、「心の正しさ」を追求することです。そして、もう一つ大切なのは、「正しきの基準」であろうと思います。

その基準は「自分」ではなく「他の人」であり、「お客様」であり「取引先」であつたりします。

この基準は、時代や社会・経済変動でも変わることがあります。

また、もっと大きな基準は、人間の知恵を超えた「真理」であつたり、「自然の法則」であつたり、「何か偉大な意思や存在」であつたりします。

「正しき心の探求」「永遠の正義の追求」を常に考えることが大切と思えます。

2 常に感性を磨く

人間関係を形成していく中で、大切な要素は沢山ありますが、私は「感性」を挙げたいと思います。人間関係は、「感性」無くしては考えられません。

「感性を磨く」「感性を高める」ことを常に努力することが大切です。

「感性の高い人」というのは、人の悲しみを、苦しみを、喜びと一緒に感じることでできる人です。人と同じように悩み、苦しみ、喜びを一緒に共感できる人です。こういう「温かい人」は人から好かれますし、助けられます。協力してくれます。

感性の高い人は、基本的

3 正直に生きる

前述の「正しき心の探求」に「感謝」の気持ちが高い人です。「感謝」の深い意味は、「生かされている」ということです。すなわち、「謙虚さ」「素直さ」がその根底にあります。そういう人を常に目指したいと思います。

「常に感性を磨く」にも関わりませんが、どうしても外せない心得としての要素です。「正直な心」の基準は、考えや行動が子供に観られても平気か、ということだと思います。

私たち大人は、往々にして見栄と虚勢、建前で生きているようです。仕事は、建前の世界で、目先の利益

4 思考の三原則

を考えれば、そうしないと生きていけないかもしれませんが、しかし、その虚栄や建前のままで人生を送っても、幸せにはなりません。

どこかで、自分を見つめ直し、心をリセットしなければいけません。できれば、仕事上でも建前も虚勢もなく仕事をしたいものです。

たとえ、人に馬鹿にされても、損をしても、迂遠で亀のような歩みでも、人より劣っていても、苦しくても「正直」でありたいものです。

最後まで「正直」で生きられる人ほど、「強い人」です。愚かに見えるほど「正直」（愚直）に生きる事が出来る「強い人」を目指したいと思います。

物事を考える際に、大切な3つの原則があります。

1つ目は、「本質を見る」ということです。とかく、「枝葉末節」にばかり目が

が行き、「本質」を見ない人がいます。トラクターを買うのに、田んぼを売って、買う人がいます。まさしく、本末転倒です。

2つ目に、「長期的展望」です。

人は誰でも目先を見がちです。長期的展望が無く、目先の利益や足元ばかりを見てみると、方向性を失ってしまいます。常に、「長期的展望」「長期的目標」を意識することが大切です。

3つ目は、「複眼的な見方」です。

一方だけ見て判断するのではなく、いろんな方向から複眼的に全体を見るこ

とが大切です。日本の大手新聞だからといって鵜呑みすることなく、様々な角度から情報を収集して、いろんな方向から物事を判断することが大切です。

そうすることで「本質」を見極め、「方向性(目標)」も意識します。

5 常に「目的」を確認する

「目的」とは、「何のために」「誰のために」ということです。

仕事は、必ず「目的」があります。そして、仕事においては、「お客様の利益や満足のため」であるのです。若い社員に、「仕事の目的」を尋ねると、「自分のため」「生活のため」、酷い場合は「余暇のため」と答える人がいます。

自分のために働いて、なぜお客様がお金をくれるのですか、ということですが、お客様に満足していただける、感動していただけるサービスや商品・技術などで、お客様はお金を支払ってくれるのです。

あくまで、「結果」として自分のためになるわけです。また、「目的」があつて、「目標」が設定できるのです。常に、「目的」を確認する必要があります。

また、「お客様」があつて、私たちは自己実現や、生活やキャリア形成ができるのです。「仕事の目的」は、「お客様のため」なのです。

6 本を読む

人間の生きる目的の一つは、「成長・発展」です。自分を成長させる方法は、自分があるかと思いますが、一番手っ取り早いのは、「本を読む」ことです。

偉い人の講演やセミナーは、お金も時間もかかりません。本は、好きな時に、好きなだけ読めます。図書館から借りれば、タダです。成功者の疑似体験もできます。世界中をタダで行けます。過去や未来も、一瞬で移動できます。あらゆる知識やデータも得られます。

本を読んでいる人の言葉には、説得力や力強さがあると云われます。小説の中に自分を投影できます。感性が鍛えられます。洞察力

7 幅広い人と付き合う

自分なりの考えや見解、知識を多く持つことはとても大切ですが、時として、それらが独りよがりな偏ったものになってしまうことがあります。

また、時代や環境によって変遷するかもしれません。常に訂正したり変更したり見直すことが大切です。そのためにも、年代の違う人や、業界の違う人と話をしたり、お付き合いをする

ことは、自分を見つめなおす良い機会であると思えます。極端な考えや偏見や思い込みなどに気づき、自分の知らない世界や意見を聞く機会になります。また、仕事においても「人脈」は最高の財産であり、成功の大きな要素でもあります。人脈無くして、成功

や成長はありません。なるべく広い世界の人との交流が自分を大きくします。

———
上述以外にも常々大事に思っていることがあります。

例えば、「時間を守る」、「物事を単純に考える」、「プラス思考」など。現在の流動的で不確実な世の中を生きぬくために必要な「心得」は、キリがないほどあります。

どういう環境になろうとも、「自分のキャリア」「有意義な人生」を構築し、さらに「世の中や世界のニーズに適應できる人間」に成長することが、「働き人」にとつての目的・目標ではないでしょうか。

そのために、様々なことに「課題を見つけ」、「気づき」、「学び続ける」姿勢が「成功」の条件であり、「働き人」の義務ではないでしょうか。これからの日本を背負って立つ「若き働き人」に、大いに期待します。

税務署からのお知らせ

—平成27年分の所得税等の確定申告
及び贈与税の申告について—

■申告書の作成は国税庁ホームページ

「確定申告書作成コーナー」で！

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用して、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書を作成することができます。画面の案内に従って金額を入力すれば、税額などが自動計算されますので、是非ご利用ください。作成した申告書は、印刷して郵送等により提出できます。また、「e-Tax（電子申告）」を利用することで、税務署に行かずに自宅から申告することもできます。

国税庁ホームページ www.ita.go.jp

■申告及び納税の期間は、次のとおりです。

◎所得税及び復興特別所得税

2月16日（火）～3月15日（火）

（還付申告は2月15日（月）以前でも提出できます。）

◎贈与税

2月1日（月）～3月15日（火）

◎個人事業者の消費税及び地方消費税

1月4日（月）～3月31日（木）

◎申告書作成会場の開設期間

2月16日（火）～3月15日（火）

2月15日（月）までの期間は、申告書作成会場はありません。

※ 駐車場が大変狭いため、来署される場合は、公共交通機関をご利用ください。

問合せ先 厚木税務署

電話（221）3261（代表）

法定調書の作成・提出は「e-Tax」で！

法定調書の作成・提出

法定調書は書面のほか、①e-Tax

又は②光ディスク等（CD・DVD

等）により提出することができます。

※ 法定調書の種類別に、前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が1000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、e-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

① e-Tax による提出

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して法定調書や合計表の提出ができるので、税務署への送付や持参の必要がなく、大変便利です。

なお、e-Tax を利用する場合には、事前の届出が必要です。

詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。（www.e-tax.ita.go.jp）

※ e-Tax の利用に当たっては、e-Tax ホームページからダウンロードしてパソコンにインストールし使用するe-Taxソフト（通常版）のほか、WEB上での入力により帳票の作成や提出ができるe-Taxソフト（WEB版）も提供しています。

② 光ディスク等による提出

大量の法定調書を提出する場合には、1枚のCD等で提出することができます、事務の省力化につながるなどのメリットがあります。

なお、e-Tax 又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要（e-Tax 又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられている方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への申請は必要ありません）。

また、光ディスク等には、所定の規格でデータを格納する必要があります。データの格納に当たっては、セキュリティの確保の観点から、データの暗号化（自己復号型）を行った上で提出することをお勧めいたします。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。（www.ita.go.jp）

社会保険・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保険・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

・内閣官房「社会保険・税番号制度」ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>（マイナンバー）

・マイナンバーのコールセンター（フリーダイヤル）0120-95-0178

平日 9時30分～22時00分 土日祝 9時30分～17時30分（年末年始12月29日～1月3日を除く）

国税に関する社会保険・税番号制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページにある [社会保険・税番号制度<マイナンバー>](http://www.ita.go.jp) をクリック

社会保険・税番号制度の最新情報
国税庁ホームページのトップページにある [社会保険・税番号制度<マイナンバー>](http://www.ita.go.jp) をクリック
あなたにも、マイナンバー。はじまります。

法人番号の最新情報
国税庁ホームページのトップページにある [社会保険・税番号制度<マイナンバー>](http://www.ita.go.jp) をクリックし、「法人番号について（ご紹介コーナー）」をご覧ください。



神奈川県からのお知らせ

法人の県民税・事業税の超過課税を実施させていただきます。

今後5年間も有効に活用して、安全・安心の確保と経済の活性化を図っていきます。

法人の県民税・事業税の超過課税の概要

適用期間	平成27年11月1日から平成32年10月31日までの間に終了する各事業年度分		
税率	法人県民税	4% (標準税率は3.2%)	
	法人事業税※	外形標準課税対象法人	所得割 付加価値割 資本割 } 標準税率の9%増し 標準税率の5%増し
		その他の法人	所得割 収入割 } 標準税率の7%増し
超過税率の適用対象外の法人	法人県民税	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人	
	法人事業税	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得が年1億5,000万円以下(収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円以下)の法人	
税収規模	900億円程度(5年間)		

※ 地方法人特別税と合わせた実質的な税負担は、標準税率の5%増しとなるように設定しています。

超過課税を活用して推進する事業

1 災害に強い県土づくりの推進	2 東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備
<ul style="list-style-type: none"> 地震・津波対策の一層の強化 火山・豪雨・台風などの自然災害対策 災害に備えた社会基盤施設の整備 災害時に重要な役割を果たす県有施設や県立学校等の耐震改修 	<p>【主な整備推進路線】</p> <p>新東名高速道路(厚木南IC、伊勢原北IC、秦野IC)へのアクセス道路、横浜湘南道路(栄IC~藤沢IC)、綾瀬スマートインターチェンジなど</p> <p>※ IC名等は仮称です。</p>

お問い合わせ先は、

厚木県税事務所

電話 046-224-1111 (代表) 事業税課事業税第二班

県税ホームページ

県税便利帳

検索

「税を考える週間」協賛行事

税務署職員との座談会▶

(意見交換会)

11月25日、厚木商工会議所において、22名が出席して、本会の各支部及び各部会からの代表者等と税務署職員との座談会を開催し、意見交換を行った。



国税庁の「税を考える週間」(11月11日~11月17日)協賛行事の一環として、各種活動を実施した。

◀署長講演会
11月16日、厚木商工会議所において、厚木税務署管内の納税協力6団体(税理士会、納税貯蓄組合、青色申告会、法人会、間税会、小売酒販組合)共催による講演会を開催した。当日は54名が参加し、厚木税務署の川邊正実署長を講師に招き「税務行政の現状と課題」をテーマに講演が行われ、好評を博した。



◀管内の区市町村庁舎へ懸垂幕を設置

11月の1ヶ月間、当会区域内の神奈川県厚木合同庁舎、厚木市、愛川町、清川村の庁舎へ納税意識の高揚を図る内容の懸垂幕を設置した。

(写真は清川村役場)



法人会のキャラクター「けんた」



▶青年部会の社会貢献活動
(少年少女球技大会を支援)

青年部会は、次世代を担う心豊かな青少年を育成することを目的とした「厚木市少年少女球技大会」に後援し、支援協力を行った。10月18日、及川球技場及び飯山グラウンドで開催した同大会において、当日の駐車場整理とソフトボール競技の監視員等に9名が運営協力を行い、また参加した各チームにボールを寄贈した。

◀源泉部会定例研修会

源泉部会は11月5日、厚木アーバンホテル会議室において、34名が参加し「年末調整の仕方・法定調書及び給与支払報告書の作成と提出」をテーマに研修会を開催した。



▲県法連青年部会情報交換会

10月26日、ホテル横浜ガーデンにおいて、県法連青年部会主催の情報交換会が開催された。県下の法人会青年部会から173名が参加し、本会からも10名が出席した。特別講演として、全法連青年部会顧問の盛永喜之氏の「私的 青年部会論～全青連10年のあゆみ～」をテーマに講演が行われ、また法人会の会員増強や法人会の未来について、テーブルディスカッションが行われ、大変好評だった。

◀全国青年の集い(茨城大会)

11月20日、茨城県立県民文化センターにおいて、全法連主催の全国青年の集い(茨城大会)が開催され、全国から約2,200名の青年部会員が集まり、本会から約9名が出席した。同大会では、全国から選抜された青年部会の租税教育活動プレゼンテーションや部会長サミット、大会式典などが行われ、青年らしい活気溢れる大会となった。また記念講演として、JAXA名誉教授の的川泰宣氏を招き「いのちの絆を宇宙に求めて」をテーマに講演が行われ、好評を博した。



源泉部会が租税教育用の下じきを寄贈
(租税教室で小学6年生に配付)

源泉部会は、厚木愛甲地区(全31校)の小学6年生を対象にした租税教室の開催にあわせ、子どもたちの納税意識の向上のため、税金の役割や使われ方等が記載された租税教育用の下じき(約2,800枚)を児童に配付していただくよう各小学校へ寄贈した。



チャリティー事業▶

12月2日、レンブラントホテル厚木において、237名が参加し、また多くの協賛企業のご協力を得て、盛大にチャリティーパーティーが開催された。当日はアトラクションとして、斉藤絹江さんの歌謡ショーが華やかに行われ、大変好評だった。また抽選会では、当選番号を読み上げるたびに会場は大きな歓声に包まれた。なお、本会がパーティー会場で実施した募金活動では総額296,000円のチャリティー金が集まり、社会福祉事業に役立てていただくため管内の市町村(厚木市・愛川町・清川村)へ寄付させていただきます。



▶恒例の抽選会

▶内陸工業団地支部研修会
 内陸工業団地支部は10月15日、団地会館において、税務研修会を開催し、40名が参加した。当日は、厚木税務署担当官を講師に招き、「国税分野におけるマイナンバー制度」等をテーマに研修を行った。



▼愛川支部の美化清掃活動 (クリーンキャンペーン)

愛川支部は10月10日、愛川ライオンズクラブと共催で、18名が参加して町内の美化清掃を実施した。



▲愛川支部が10月25日の愛川町ふるさとまつりに出展 (税のPR用クリアファイル等を来場者へ配付)



▲厚木第1支部の料理教室
 厚木第1支部は10月29日、厚木ガス中町ショールーム・リセにおいて、16名が参加して料理教室を開催した。講師には、あざみ野キッチン市の市川えい子氏を招き、洋食料理を作り大変好評だった。



◀睦合支部日帰り旅行会

睦合支部は11月7日、45名が参加して日帰りバス旅行会を開催した。埼玉伝統工芸会館(小川紙)の見学やSLパレオエクスプレスの乗車などを楽しみ、参加者相互の交流を深めた。



▲愛川支部研修会

愛川支部は11月4日、愛甲商工会館において、税務研修会を開催し、22名が参加した。当日は厚木税務署担当官を講師に招き「国税分野におけるマイナンバー制度」等をテーマに研修を行った。

■ゴルフ同好会コンペ

ゴルフ同好会は11月27日、太平洋クラブ相模コースにおいて、ゴルフコンペを行った。当日は7名が参加し、楽しく腕を競い合った。次回は3月開催予定。



▲南毛利第1支部日帰り旅行会
 南毛利第1支部は11月12日、22名が参加して、群馬方面へ日帰りバス旅行会を開催した。アプトの道・めがね橋の見学や舌切雀のお宿・磯部ガーデンで入浴と昼食を楽しみ、親睦を深めた。

▼相川支部ゴルフ大会

相川支部は11月18日、大厚木カントリークラブ桜コースにおいて、20名が参加して親睦ゴルフ大会を開催した。



▲玉川支部研修会

玉川支部は11月13日、厚木消防署玉川分署会議室において、栗園堂の中村和正氏を講師に招き「漢方の養生から学ぶ健康法」をテーマに研修会を行った。当日は50名の方が参加され大変好評だった。



▲厚木西部支部研修会 (普通救命講習会)

厚木西部支部は12月5日、小鮎公民館において、厚木市消防本部の指導員を講師に招き、普通救命講習会を開催した。当日は26名が参加して、心肺蘇生やAED、止血法などを学び、大変好評でした。



インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから無料で視聴することができます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。

◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。

◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。

◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。

◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。

◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。



【 無料記帳指導制度のご案内 】

東京地方税理士会厚木支部のご協力を得て、税理士関与されていない方を対象に、記帳指導を行っています。この制度は、東京地方税理士会厚木支部の担当税理士が、皆様の会社の事務所に直接訪問して3回程度記帳指導を行うもので、指導料は無料です。ご希望の方は法人会事務局までご連絡ください。

投稿コーナー・税金クイズなど、その他各種の

お申込み・応募先は、法人会事務局まで

〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 (厚木商工会議所3階)

公益社団法人 厚木法人会 事務局

TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808

E-mail: info@a-net.or.jp

個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

新入会員紹介

期間 [平成27年10月～平成27年11月]

地区・支部名	会 員 名
厚 木	株式会社 フジマキ
旭 町 西	T-DEK 株式会社
旭 町 西	株式会社 窓テックス
小 鮎	株式会社 ハイウッド
玉 川	厚木ラクール
妻 田 第 1	Y. S. K
依 知 中	株式会社 味ん味ん
依 知 南	角田測量設計 株式会社
依 知 南	鈴木忠良税理士事務所
愛 川 第 4	株式会社 日本貨物輸送システム
愛 川 第 5	株式会社 TRUE

【 無料相談のご案内 】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局 (Tel.221-1055) または下記事務所へお電話してください。

■ 會田聡史税理士事務所
厚木市中町2-6-24 ほてい屋第二ビル3階
電話 (046) 224-7731

■ 浅岡信一税理士事務所
厚木市旭町2-2-18
電話 (046) 229-7030

■ 和田明税理士事務所
愛川町春日台5-4-8
電話 (046) 286-2256

■ ライトハウス税理士法人
厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階
電話 (046) 222-8800

■ 村松マユミ社会保険労務士事務所
厚木市栄町1-5-4-504
電話 (046) 225-0725

■ 八木章 司法書士事務所
厚木市水引1-15-17 小島ビル2階
電話 (046) 297-3105

■ 司法書士 石垣公雄事務所
厚木市寿町3-4-5 米山ビル301
電話 (046) 221-5556

会費の口座振替制度のご利用について

当会では、口座振替による年会費の納入をお勧めしています。

各金融機関をはじめ、農業協同組合も取り扱えますので、ご契約されていない方は、便利な口座振替をご利用ください。

3月18日までに手続きされた方は、平成28年度分(平成28年4月～平成29年3月)の会費から自動引き落としが出来ます。

お申し込み・お問合せは、法人会事務局まで

電話 046-221-1055

納税証明書の請求は「e-Tax」を使ったオンライン請求で!

インターネットに接続されたパソコンがあれば、納税証明書のオンライン請求が可能です。納税証明書を自宅等からオンラインで請求し、税務署窓口で受け取る場合、電子証明書やICカードリーダーライターが不要です。

オンライン請求のメリット

- ① 手数料が安価です。
1 税目 1 年度 1 枚 370円 (通常 400円)
- ② 窓口での待ち時間が短縮できます。
(請求日当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)



発行所／公益社団法人 厚木法人会 〒243・0017 厚木市栄町1丁目16番15号 電話046(221)1055 FAX046(222)3808

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。



所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用※できるので、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書等を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続きが行えます。 ※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略(注)

還付がスピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

厚木法人会会員のみなさまへ

ハートピアが勤労者の福利厚生をサポートします!

ハートピアは、勤労者の総合的な福利厚生事業を行うことを目的として、共済給付(永年勤続慰労金等)や各種助成(人間ドック・定期健康診断等)、ご家族も参加できるイベントやツアー、観劇・コンサートチケットが一般価格より安く購入できるなど、会員のみなさまに魅力満載の事業を提供しております。

会費は、おひとりにつき月額600円(事業主2分の1以上負担)で加入できます。

(厚木市内の事業所が対象ですが、厚木市在住の勤労者は個人会員として加入できます。)

また、未加入事業所をご紹介いただき、その事業所がハートピアに加入された場合、加入会員1人につき1,000円の商品券をお渡しします(10万円を限度とします。)

ぜひ、お取引先やお知り合いの事業所をご紹介ください。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。



HPへアクセスを!



(公財) 厚木市勤労者福祉サービスセンター
(ハートピア事務局)

〒243-0018 厚木市中町3-16-1 厚木市役所第二庁舎8階

TEL 046-206-4151 FAX 046-206-4611

URL <http://www.atsugi-heartpia.or.jp>

e-mail info@atsugi-heartpia.or.jp